

[事案 29-179] 新契約無効請求

・平成 30 年 3 月 19 日 裁定終了
※本事案の申立人は、法人である。

<事案の概要>

募集人からニーズに合わない保険を勧められたことなどを理由に、既払込保険料と解約返戻金の差額の支払いを求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 23 年 3 月から 9 月にかけて契約した養老保険 3 件について、以下の理由により、既払込保険料と解約返戻金の差額を支払ってほしい。

- (1)募集人から、役員の退職金積立てに有利な保険を紹介してもらったつもりであったが、その様な商品ではなかった。
- (2)被保険者の定年は 65 歳との規定があるのに、本契約の満期年齢は 75 歳に設定されている。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求には応じられない。

- (1)募集人は、払込保険料累計額に対しての解約返戻金の返戻率を高くしたいという申立人の要望から、長期平準定期保険ではなく養老保険を提案した。
- (2)本契約の満期年齢は、申立人との話し合いで設定された。
- (3)本契約の保険料は、半分を保険料として損金計上、半分は被保険者の給与として損金計上されており、既払込保険料と解約返戻金の差額がそのまま損害とは言えない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況を把握するため、申立人代表者および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が必ずしも不適切な保険を提案したものとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。